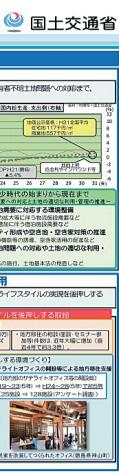


新しい時代に応える令和元年版「国土交通白書」

国土交通省が新しい時代と国土交通政策の取り組みをまとめた、令和元年版の「国土交通白書」から、不動産関連及び賃貸住宅経営に関する項目を見ていきたいと思います。

高齢者、住宅確保要配慮者の救済全面に



「白書」といえば、とかく国が発行する美辞麗句の政策PRといった捉え方をされがちですが、決してそうではありません。国がこれから進めようとする政策や指針が、分かりやすく説明されています。

分野ごとに現状と直面する諸問題を取り上げ、今後進むべき方向性が示されています。



今年の白書では、「新しい時代に応える国土交通政策」をテーマに、平成時代の技術の進歩や日本人の感性（美意識）の変化などを振り返り、新しい令和時代の「豊かな生活空間」に向けて政策について展望しています。

事案として、高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実

問題は2ヶ月以上の滞納

賃貸経営の「家賃滞納」は借主のよんどころない事情もあって、どうしてもある一定の割合で起きています。ただ月初に発生した滞納も1ヶ月か2ヶ月目で落ち着く傾向にあります。

初期のうちに手を打つことが極めて大事



納が起きたらどうすればよいですか、集金を含めた総合管理として委託している場合や、家賃保証会社を利用しているケースでは差し迫ったオーナー様の負担はありません。家賃滞納で問題が大きくなっているのは、直接入居者とやりとりしている

人と直接話すことです。とにかくこの最初の連絡が極めて大事で、ここでグズグズすると、後に尾を引く結果となります。

1回の家賃滞納でいきなり契約解除はできません。

催告なしに解除で



賃貸経営
ワンポイント
アドバイス

ついうつかり銀行の引落しの残高が不足していたとか、手違いで入金が遅れるといったケースで起きています。ただ月初に発生した滞納も1ヶ月か2ヶ月目で落ち着く傾向にあります。

題は2ヶ月以上で解決します。問題は2ヶ月以上では、家賃滞

自主管理で多く見られます。家賃滞納が発生したら、直接入居者から家賃の支払いを受けている場合、入金が滞った時点で直ちに連絡を入れることです。電話をかける、メールを入れる、直接会う、の3つの方法がありますが、一番いいのは入居者当

きの判例もある一方、解除権が発生しないケースもあつて、事例ごとに判断されるようです。滞納が長期化したり、借主が行き不明となったり、債務不履行を理由に契約解除の内容証明

を行うことがあります。これが一般的にリスクを減らすことができます。

保証料がかかつてきますが、こ

とができます。

トレーイングセンターの拡充棟

が完成したばかりで、卓球・アーチェ

リ・施設の他、パラリンピック

競技施設も併設されました。

西が丘周辺の飲食店には選手

のサイン色紙が写真と共に壁

面に飾られており、周辺もオリ

ンピックへの関心が上がっています。

また、市場において住宅を自

力で確保することが難しい高齢

者、障害者、ひとり親、生活保

護受給者、外国人等の住宅確保

要配慮者が、安心して暮らせる

住宅を確保できる環境の実現を

図るために、民間賃貸住宅や空

き家を活用した新たな住宅セー

フティネット制度の充実に力を

注ぐと強調しています。そのため、住宅確保要配慮者の入居

を拒まない賃貸住宅（セーフ

ティネット住宅）の改修や入居

を送り、物件明け渡しと同時に滞納家賃支払い請求の訴訟を起こし、判決が確定したら、強制執行となり、家財等があれば競売して、滞納分に充当します。

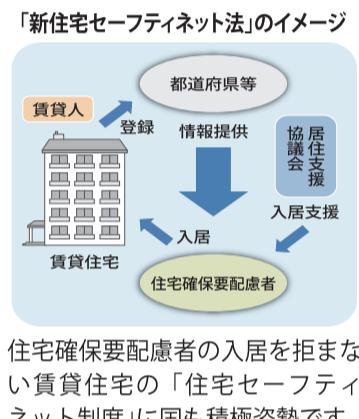
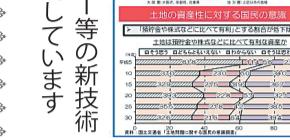
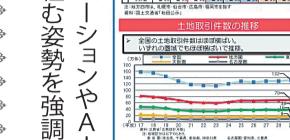
また、最近では借主に家賃滞納があつた時に貸主に立て替える家賃保証、家賃債務保証や連帯保証人の役割を果たす機関保証を活用することができます。

人口減少や新築数の落ち込みが顕在化し、かつて見られた土地神話が影を潜めている今日、土地価格が上昇している現象はやはり注目されるところです。本紙でもよく取り上げている通り、外国人観光客増加による店舗・ホテル需要の高まりなどから土地需要が拡大していることなどが影響しているのは見逃せないところです。

相続税や贈与税の財産評価に適用

路線価は、相続税や贈与税の財産を評価する場合に適用するもので、市街地の路線（道路）に面する土地の1平方メートル当たりの単価（標準評価額）で、公示価格の80%程度

令和元年版土地白書について



者負担の軽減等への支援を行ってています。
国土交通省として、高齢者同様、住宅確保要配慮者救済の政策を全面に打ち出しているのが分かります。

「宅地建物取引業法」の的確な運用に努める

さらに、不動産業全体の動向を次の通りまとめています。

不動産業は全産業の売上高の2・8%で、法人数の11・5%

（平成29年度）を占める重要な産業の一つ。平成31年地価公示の全国平均は、住宅地が2年連続、商業地が4年連続、工業地が3年連続の上昇を見せ、三大都市圏では、住宅地、商業地、工業地のいずれについても、各圏域で上昇。地方圏では住宅地は27年ぶりに上昇に転じ、商業地、住宅地建物取引に係る消費者利益の保護と流通の円滑化を図るために、「宅地建物取引業法」の的確な運用に努めている、としています。

2020年7月24日の東京オリンピックの開会式までよいよ1年を切りました。来年の今頃は日本中がオリンピック一色になっていることで、多くの競技選手が、北区にはそんな

東京オリンピックまであと1年

東京オリンピックまであと1年



となっています。一般的に路線価と公示価格は、市場で取引きされる実勢価格の目安になります。

賃貸経営と土地の関係としては、地価が上昇すれば、すでに賃貸経営を始めている場合、含み資産が増えるともいえますが、その分、税の負担も増えることになります。また、土地を所有しているケースでは、やはり地価が上昇した分、含み資産が増える一方で、税金にも影響するということです。

（総務 山田）



となっています。一般的に路線価と公示価格は、市場で取引きされる実勢価格の目安になります。

賃貸経営と土地の関係としては、地価が上昇すれば、すでに賃貸経営を始めている場合、含み資産が増えるともいえますが、その分、税の負担も増えることになります。また、土地を所有しているケースでは、やはり地価が上昇した分、含み資産が増える一方で、税金にも影響するということです。